

消食基第 59 号  
令和 8 年 2 月 12 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗  
( 公 印 省 略 )

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を  
行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、  
食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定により基準又は規格を  
定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされていると  
ころ、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する  
食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろし  
いか。

記

食品衛生法第 13 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準  
(昭和 34 年厚生省告示第 370 号) 第 2 添加物から、別紙のとおり、試薬・試液  
1 品目 (L-グルタミン酸測定用試液) の規格を改正し、試薬・試液 1 品目 (L-  
グルタミン酸測定用前処理試液) の規格を設定し、及び添加物 2 品目 (グルタミン  
ナーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼ) の成分規格を改正すること



## 第2 添加物

## C 試薬・試液等 1. 試薬・試液

## L-グルタミン酸測定用試液

改正後	改正前
<p><u>L-グルタミン酸測定用試液</u> L-グルタミン酸オキシダーゼ (<i>Streptomyces</i> 属由来)、パーオキシダーゼ、4-アミノアンチピリン及び <u>N-エチル-N-(2-ヒドロキシ-3-スルホプロピル)-3-メチルアニリンナトリウム塩</u>を含むL-グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。</p>	<p><u>L-グルタミン酸測定用試液</u> L-グルタミン酸オキシダーゼ (<i>Streptomyces</i> 属由来)、パーオキシダーゼ、4-アミノアンチピリン及び <u>N-エチル-N-(2-ヒドロキシ-3-スルホプロピル)-3,5-ジメチルアニリンナトリウム塩</u>を含むL-グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。</p>

## L-グルタミン酸測定用前処理試液

改正後	改正前
<p><u>L-グルタミン酸測定用前処理試液</u> <u>アスコルビン酸オキシダーゼを含むL-グルタミン酸測定用前処理試液</u>である。<u>酵素活性試験法に適するものを用いる。</u></p>	(新規収載)

## D 成分規格・保存基準各条

## グルタミンナーゼ

改正後	改正前
<p>定 義 (略)</p> <p>性 状 (略)</p> <p>確認試験 (略)</p> <p>純度試験 (略)</p> <p>微生物限度 (略)</p> <p><u>グルタミンナーゼ活性試験法</u> 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であ</p>	<p>定 義 (略)</p> <p>性 状 (略)</p> <p>確認試験 (略)</p> <p>純度試験 (略)</p> <p>微生物限度 (略)</p> <p><u>グルタミンナーゼ活性試験法</u> 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であ</p>

ると認められる場合に限り変更することができる。

本品1.0 gを量り、水若しくは酢酸緩衝液(0.01mol/L、pH6.0、ポリオキシエチレン(10)オクチルフェニルエーテル含有)を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。

L (+) - グルタミン2.0 gを量り、水70mLを加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液(1 mol/L) 10mLを加え、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。用時調製する。

試料液1 mLを量り、37°Cの水浴中で5分間加温し、あらかじめ37°Cに加温した基質溶液1 mLを加えて、直ちに振り混ぜ、更に37°Cで10分間加温した後、過塩素酸(83→1000) 1 mLを加えて振り混ぜ、直ちに氷水中で1分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率60%のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液(3→100) 1 mLを加えて振り混ぜ、検液とする。別に試料液1 mLを量り、過塩素酸(83→1000) 1 mLを加えて振り混ぜ、37°Cの水浴中で5分間加温した後、基質溶液1 mLを加えて振り混ぜ、氷水中で1分間以上冷却する。この液に水酸化ナトリウム溶液(3→100) 1 mLを加えて振り混ぜ、比較液とする。L-グルタミン酸測定用前処理試液1.8mLを分注した試験管に、検液及び比較液40 μLをそれぞれ加えて振り混ぜる。その後、L-グルタミン酸測定用試液1.8mLを加えて振り混ぜ、常温で20分間放置した後、波長555nmにおける吸光度を測定するとき、検液を加えて

ると認められる場合に限り変更することができる。

本品1.0 gを量り、水若しくは酢酸緩衝液(0.01mol/L、pH6.0、ポリオキシエチレン(10)オクチルフェニルエーテル含有)を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。

L (+) - グルタミン2.0 gを量り、水70mLを加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液(1 mol/L) 10mLを加え、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。用時調製する。

試料液1 mLを量り、37°Cの水浴中で5分間加温し、あらかじめ37°Cに加温した基質溶液1 mLを加えて、直ちに振り混ぜ、更に37°Cで10分間加温した後、過塩素酸(83→1000) 1 mLを加えて振り混ぜ、直ちに氷水中で1分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率60%のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液(3→100) 1 mLを加えて振り混ぜ、検液とする。別に試料液1 mLを量り、過塩素酸(83→1000) 1 mLを加えて振り混ぜ、37°Cの水浴中で5分間加温した後、基質溶液1 mLを加えて振り混ぜ、氷水中で1分間以上冷却する。この液に水酸化ナトリウム溶液(3→100) 1 mLを加えて振り混ぜ、比較液とする。L-グルタミン酸測定用試液3 mLを分注した試験管に、検液及び比較液0.2mLをそれぞれ加えて振り混ぜ、常温で10分間放置した後、波長600nmにおける吸光度を測定するとき、検液を加えて得られた液の吸光度は、比較液を加えて得られた液の吸光度より大き

<p>得られた液の吸光度は、比較液を加えて得られた液の吸光度より大きい。</p> <p>なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。</p>	<p>い。</p> <p>なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。</p>
---	--

フルクトシルトランスフェラーゼ

改正後	改正前
<p><b>定 義</b> (略)</p> <p><b>性 状</b> (略)</p> <p><b>確認試験</b> (略)</p> <p><b>純度試験</b> (略)</p> <p><b>微生物限度</b> (略)</p> <p><b>フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法</b> 次の方法により試験を行う。</p> <p>なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、基質、試料希釈倍率、緩衝液又は反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。</p> <p><b>第1法</b> 本品1.0 gを量り、水若しくはpH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液(0.1mol/L)を加えて溶解若しくは分散して100mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍、100倍若しくは1000倍に希釈したものを試料液とする。</p> <p>キシロース40 gを量り、pH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液(0.1mol/L)50mLを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、この液に塩酸試液(1 mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1 mol/L)を加えてpH6.5に調整した後、スクロース20 gを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、塩酸試液(1 mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1 mol/L)を用いてpH6.5に調整し、水を加えて100mLとし</p>	<p><b>定 義</b> (略)</p> <p><b>性 状</b> (略)</p> <p><b>確認試験</b> (略)</p> <p><b>純度試験</b> (略)</p> <p><b>微生物限度</b> (略)</p> <p><b>フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法</b> 次の方法により試験を行う。</p> <p>なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、基質、試料希釈倍率、緩衝液又は反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。</p> <p><b>第1法</b> 本品1.0 gを量り、水若しくはpH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液(0.1mol/L)を加えて溶解若しくは分散して100mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍、100倍若しくは1000倍に希釈したものを試料液とする。</p> <p>キシロース40 gを量り、pH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液(0.1mol/L)50mLを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、この液に塩酸試液(1 mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1 mol/L)を加えてpH6.5に調整した後、スクロース20 gを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、塩酸試液(1 mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1 mol/L)を用いてpH6.5に調整し、水を加えて100mLとし</p>

たものを基質溶液とする。なお、不溶物が認められる場合には、ろ紙でろ過する。

試料液0.2mLを量り、40℃で2分間加温し、あらかじめ40℃で加温した基質溶液0.2mLを加えて混和し、40℃で10分間加温する。この液0.1mLをあらかじめ水浴中で約10分間加熱した水1.9mLに加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液50 $\mu$ Lを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.25mLを加えて混和し、室温で15分間放置し、検液とする。別に水1.9mLを量り、試料液0.05mLを加えて水浴中で10分間加熱した後、基質溶液を0.05mL加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液50 $\mu$ Lを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.25mLを加えて混和し、室温で15分間放置し、比較液とする。検液及び比較液につき、波長340nmにおける吸光度を測定するとき、検液の吸光度は比較液の吸光度よりも大きい。

なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。

第2法 (略)

第3法 (略)

たものを基質溶液とする。なお、不溶物が認められる場合には、ろ紙でろ過する。

試料液0.2mLを量り、40℃で2分間加温し、あらかじめ40℃で加温した基質溶液0.2mLを加えて混和し、40℃で10分間加温する。この液0.1mLをあらかじめ水浴中で約10分間加熱した水1.9mLに加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液0.04mLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.168mLを加えて混和し、室温で10～15分間放置し、検液とする。別に水1.9mLを量り、試料液0.05mLを加えて水浴中で10分間加熱した後、基質溶液を0.05mL加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液0.04mLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.168mLを加えて混和し、室温で10～15分間放置し、比較液とする。検液及び比較液につき、波長340nmにおける吸光度を測定するとき、検液の吸光度は比較液の吸光度よりも大きい。

なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。

第2法 (略)

第3法 (略)

## 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

令和 8 年 2 月  
食品衛生基準審査課

### 1. 経緯

食品添加物の規格基準については食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）において定められている。また、同法第 21 条に基づき、添加物の規格基準等が収載された食品添加物公定書が作成されている。

今般、告示の改正案について、第 11 版食品添加物公定書作成検討会で結論が得られたことから、試薬・試液 2 品目の規格の新規設定及び改正案、添加物 2 品目の成分規格の改正案について、下記に示す規格基準の新規設定及び改正については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づく「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解することの可否を照会するものである。

### 2. 食品添加物の規格基準の改正の概要

今回の規格基準の新規設定及び改正は、既に使用が認められている添加物の試験の実行性の向上が目的であり、添加物の品質に変更はなくリスク管理措置を緩和する性質のものではない。なお、改正内容は別紙のとおりである。

- (1) C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、「L-グルタミン酸測定用試液」について、流通状況及び試験の実行性の観点から、流通実態にあわせた規格に改正する。
- (2) C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、「L-グルタミン酸測定用前処理試液」について試験の実行性の観点から、新たに規格を設定する。
- (3) D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「グルタミナーゼ」に係るグルタミナーゼ活性試験法について、試薬の変更に伴い、試験の実行性の観点から、操作法を改正する。
- (4) D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「フルクトシルトランスフェラーゼ」に係るフルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法について、試験の実行性の観点から、試液の量、操作法等を改正する。

### 3. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた後に、その結果を踏まえ、食品衛生基準審議会において食品添加物の規格基準の改正について検討する。

## (1) L-グルタミン酸測定用試液に係る試薬・試液規格の現行と改正後（案）

改正後（案）	現行
<p><b>L-グルタミン酸測定用試液</b> L-グルタミン酸オキシダーゼ (<i>Streptomyces</i> 属由来)、パーオキシダーゼ、4-アミノアンチピリン及び <u>N-エチル-N-(2-ヒドロキシ-3-スルホプロピル)-3-メチルアニリンナトリウム塩</u> を含む L-グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。</p>	<p><b>L-グルタミン酸測定用試液</b> L-グルタミン酸オキシダーゼ (<i>Streptomyces</i> 属由来)、パーオキシダーゼ、4-アミノアンチピリン及び <u>N-エチル-N-(2-ヒドロキシ-3-スルホプロピル)-3,5-ジメチルアニリンナトリウム塩</u> を含む L-グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。</p>

## (2) L-グルタミン酸測定用前処理試液に係る試薬・試液規格の現行と改正後（案）

改正後（案）	現行
<p><b>L-グルタミン酸測定用前処理試液</b> <u>アスコルビン酸オキシダーゼを含む L-グルタミン酸測定用前処理試液</u> である。酵素活性試験法に適するものを用いる。</p>	<p>(新規収載)</p>

## (3) グルタミナーゼに係る成分規格の現行と改正後（案）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><b>グルタミナーゼ</b></p> <p><b>定義</b> (略)</p> <p><b>性状</b> (略)</p> <p><b>確認試験</b> (略)</p> <p><b>純度試験</b> (略)</p> <p><b>微生物限度</b> (略)</p> <p><b>グルタミナーゼ活性試験法</b> 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。</p> <p>本品1.0 g を量り、水若しくは酢酸緩衝液</p>	<p style="text-align: center;"><b>グルタミナーゼ</b></p> <p><b>定義</b> (略)</p> <p><b>性状</b> (略)</p> <p><b>確認試験</b> (略)</p> <p><b>純度試験</b> (略)</p> <p><b>微生物限度</b> (略)</p> <p><b>グルタミナーゼ活性試験法</b> 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。</p> <p>本品1.0 g を量り、水若しくは酢酸緩衝液</p>

<p>(0.01mol/L、pH6.0、ポリオキシエチレン (10) オクチルフェニルエーテル含有) を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。</p> <p>L (+) - グルタミン 2.0 g を量り、水 70 mL を加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液 (1 mol/L) 10 mL を加え、水を加えて 100 mL としたものを基質溶液とする。用時調製する。</p> <p>試料液 1 mL を量り、37°C の水浴中で 5 分間加温し、あらかじめ 37°C に加温した基質溶液 1 mL を加えて、直ちに振り混ぜ、更に 37°C で 10 分間加温した後、過塩素酸 (83→1000) 1 mL を加えて振り混ぜ、直ちに氷水中で 1 分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率 60% のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液 (3→100) 1 mL を加えて振り混ぜ、検液とする。別に試料液 1 mL を量り、過塩素酸 (83→1000) 1 mL を加えて振り混ぜ、37°C の水浴中で 5 分間加温した後、基質溶液 1 mL を加えて振り混ぜ、氷水中で 1 分間以上冷却する。この液に水酸化ナトリウム溶液 (3→100) 1 mL を加えて振り混ぜ、比較液とする。<u>L-グルタミン酸測定用前処理試液 1.8 mL を分注した試験管に、検液及び比較液 40 μL をそれぞれ加えて振り混ぜる。その後、L-グルタミン酸測定用試液 1.8 mL を加えて振り混ぜ、常温で 20 分間放置した後、波長 555 nm における吸光度を測定するとき、検液を加えて得られた液の吸光度は、比較液を加えて得られた液の吸光度より大きい。</u></p> <p>なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。</p>	<p>(0.01mol/L、pH6.0、ポリオキシエチレン (10) オクチルフェニルエーテル含有) を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。</p> <p>L (+) - グルタミン 2.0 g を量り、水 70 mL を加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液 (1 mol/L) 10 mL を加え、水を加えて 100 mL としたものを基質溶液とする。用時調製する。</p> <p>試料液 1 mL を量り、37°C の水浴中で 5 分間加温し、あらかじめ 37°C に加温した基質溶液 1 mL を加えて、直ちに振り混ぜ、更に 37°C で 10 分間加温した後、過塩素酸 (83→1000) 1 mL を加えて振り混ぜ、直ちに氷水中で 1 分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率 60% のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液 (3→100) 1 mL を加えて振り混ぜ、検液とする。別に試料液 1 mL を量り、過塩素酸 (83→1000) 1 mL を加えて振り混ぜ、37°C の水浴中で 5 分間加温した後、基質溶液 1 mL を加えて振り混ぜ、氷水中で 1 分間以上冷却する。この液に水酸化ナトリウム溶液 (3→100) 1 mL を加えて振り混ぜ、比較液とする。<u>L-グルタミン酸測定用試液 3 mL を分注した試験管に、検液及び比較液 0.2 mL をそれぞれ加えて振り混ぜ、常温で 10 分間放置した後、波長 600 nm における吸光度を測定するとき、検液を加えて得られた液の吸光度は、比較液を加えて得られた液の吸光度より大きい。</u></p> <p>なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。</p>
---	--

(4)フルクトシルトランスフェラーゼに係る成分規格の現行と改正後（案）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><b>フルクトシルトランスフェラーゼ</b></p> <p><b>定 義</b> （略）</p> <p><b>性 状</b> （略）</p> <p><b>確認試験</b> （略）</p> <p><b>純度試験</b> （略）</p> <p><b>微生物限度</b> （略）</p> <p><b>フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法</b> 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、基質、試料希釈倍率、緩衝液又は反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。</p> <p><b>第1法</b> 本品1.0 gを量り、水若しくはpH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（0.1mol/L）を加えて溶解若しくは分散して100mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍、100倍若しくは1000倍に希釈したものを試料液とする。</p> <p>キシロース40 gを量り、pH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（0.1mol/L）50mLを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、この液に塩酸試液（1 mol/L）又は水酸化ナトリウム試液（1 mol/L）を加えてpH6.5に調整した後、スクロース20 gを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、塩酸試液（1 mol/L）又は水酸化ナトリウム試液（1 mol/L）を用いてpH6.5に調整し、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。なお、不溶物が認められる場合には、ろ紙でろ過する。</p> <p>試料液0.2mLを量り、40°Cで2分間加温</p>	<p style="text-align: center;"><b>フルクトシルトランスフェラーゼ</b></p> <p><b>定 義</b> （略）</p> <p><b>性 状</b> （略）</p> <p><b>確認試験</b> （略）</p> <p><b>純度試験</b> （略）</p> <p><b>微生物限度</b> （略）</p> <p><b>フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法</b> 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、基質、試料希釈倍率、緩衝液又は反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。</p> <p><b>第1法</b> 本品1.0 gを量り、水若しくはpH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（0.1mol/L）を加えて溶解若しくは分散して100mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍、100倍若しくは1000倍に希釈したものを試料液とする。</p> <p>キシロース40 gを量り、pH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（0.1mol/L）50mLを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、この液に塩酸試液（1 mol/L）又は水酸化ナトリウム試液（1 mol/L）を加えてpH6.5に調整した後、スクロース20 gを加えて40°Cで加温して溶かす。冷後、塩酸試液（1 mol/L）又は水酸化ナトリウム試液（1 mol/L）を用いてpH6.5に調整し、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。なお、不溶物が認められる場合には、ろ紙でろ過する。</p> <p>試料液0.2mLを量り、40°Cで2分間加温</p>

<p>し、あらかじめ40℃で加温した基質溶液0.2mLを加えて混和し、40℃で10分間加温する。この液0.1mLをあらかじめ水浴中で約10分間加熱した水1.9mLに加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液50<math>\mu</math>Lを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.25mLを加えて混和し、室温で15分間放置し、検液とする。別に水1.9mLを量り、試料液0.05mLを加えて水浴中で10分間加熱した後、基質溶液を0.05mL加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液50<math>\mu</math>Lを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.25mLを加えて混和し、室温で15分間放置し、比較液とする。検液及び比較液につき、波長340nmにおける吸光度を測定するとき、検液の吸光度は比較液の吸光度よりも大きい。</p> <p>なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。</p> <p>第2法 (略)</p> <p>第3法 (略)</p>	<p>し、あらかじめ40℃で加温した基質溶液0.2mLを加えて混和し、40℃で10分間加温する。この液0.1mLをあらかじめ水浴中で約10分間加熱した水1.9mLに加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液0.04mLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.168mLを加えて混和し、室温で10~15分間放置し、検液とする。別に水1.9mLを量り、試料液0.05mLを加えて水浴中で10分間加熱した後、基質溶液を0.05mL加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液0.04mLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.168mLを加えて混和し、室温で10~15分間放置し、比較液とする。検液及び比較液につき、波長340nmにおける吸光度を測定するとき、検液の吸光度は比較液の吸光度よりも大きい。</p> <p>なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。</p> <p>第2法 (略)</p> <p>第3法 (略)</p>
--	--